書類提出チェック表

下記の書類の提出をお願いします

変更事項	必要書類		
	変更届 （園児１人につき１枚）	支給認定証	その他の書類
・父母の勤務先が変更 ・求職から就労に変更 ・雇用期間の延長 （雇用期間が設けられている方）	○	○	勤務証明書兼 就労証明書 （以下　就労証明書）
・就労から求職に変更	○	○	誓約書
・母が出産のため産休取得する ＊産休に入る１カ月前を目安に提出	○	○	母子手帳の表紙と出産予定日が記入してあるページのコピー又は医師の診断書
・育休取得する ＊育休に入る１ヶ月前を目安に提出	○	○	①保育園（育児休業中） 入園継続申請書 ②育児休業証明書
・育休から就労に変更	○	○	就労証明書
・３号認定⇒２号認定になる （２歳から３歳になる時） ＊これについては、個々に区より連絡有		○	
・姓、代表保護者の変更 ・住所の変更	○	○	
・世帯員の増減（死亡、出生等）	○		※書類提出が必要な場合がありますのでご確認ください。
・疾病・負傷・介護	○	○	・診断書 ・障害者手帳の写し ・状況により介護手帳の写し

＊変更届、就労証明書、誓約書、育休証明等の書類は園にあります。
＊支給認定書は交付済みのものです。紛失した場合は、『紛失届』を提出して頂きます。
＊保育料にかかわる変更については、事実の属する月の翌月からの変更になります。（原則年度内）
＊保育必要量の認定（短時間⇔標準時間認定）の認定変更は、届出日の翌月から適用になります。
＊求職、育休理由による入園期間は、原則保育短時間となります。